

現場代理人の工事現場への 常駐義務期間について

平成22年4月

建設工事等競争入札参加資格者 各位

岩見沢市企画財政部契約管理課

岩見沢市が発注する建設工事の現場代理人は、契約約款第11条第2項の規定に基づき、工事現場への常駐が義務付けられていますが、その期間につきまして、下記の基準によることとなりますので、お知らせします。

なお、現場代理人として常駐すべき期間中は、他の工事における主任（監理）技術者や現場代理人、他の業務委託における主任・照査技術者や業務処理責任者に就くことはできませんので、本市発注の建設工事を請け負おうとする際には十分に留意していただくよう、お願いいたします。

記

1 現場代理人が工事現場に常駐すべき期間

- (1) 専任の技術者（監理技術者又は主任技術者）を兼ねている場合
工事の着手日から完成検査の終了日まで
- (2) (1)以外の場合
工事の着手日から完成通知書の受理日まで

2 制限付一般競争入札（事後審査）の資格審査について

制限付一般競争入札（事後審査）に参加する際、予定している現場代理人が他に施工中の工事の現場代理人となっている場合には、「配置予定技術者調書」の提出期限までに当該工事の完成通知書が受理されていなければならないものとします。

3 適用開始日

着手日が平成22年4月1日以降の本市発注工事からとします。